

船舶事故等調査報告書

平成25年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第132号
事故等種類	衝突（かき筏 ^{いかだ} ）
発生日時	平成25年7月27日（土） 21時30分ごろ
発生場所	広島県広島港第3区 広島県広島市所在の広島港西防波堤灯台から真方位269° 1.5海里付近 （概位 北緯34° 20.6′ 東経132° 25.4′）
事故等調査の経過	平成25年8月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	小型兼用船 第三新幸丸 ^{しんこう} 、7.9トン HS2-1932（漁船登録番号）、個人所有 第292-39570号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 プロペラ軸及びプロペラ軸受に擦過傷 かき筏 なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人11人を乗せ、広島港第3区を約8ノットの対地速力で手動操舵によって北西進した。 船長は、かき筏に接近すれば、標識灯に気付くものと思って航行していたところ、衝突直前、黄色の標識灯に気付いたが、何もすることができず、平成25年7月27日21時30分ごろ広島市草津漁港南東方沖のかき筏（以下「本件かき筏」という。）に衝突した。 本船は、プロペラ軸に本件かき筏の幹線ワイヤロープが絡まって航行不能となり、ダイバーにより、幹線ワイヤロープを外した後、自力で帰った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
その他の事項	本件かき筏を含むかき養殖施設は、東西方向の長さが約630m、南北方向の長さが約260mであり、北東端及び南東端に標識灯がそれぞれ設置され、8連のかき筏（竹製、1連の長さ約20m、幅約10m）が東西方向に7列配置されていた。 北東端の標識灯の要目は、電球の色が黄色、灯質が毎4秒に1閃光、電源が太陽電池式及び光達距離が約5.5kmであり、南東端の標識灯の要目は、電球の色が黄色、灯質が毎4秒に1閃光、電源が乾電池式及び光達距離が約5.0kmであった。

	<p>本船は、ふだんは漁業を行っているが、本事故当日は花火大会の観賞の目的で航行していた。</p> <p>船長は、草津漁港南東方沖をほとんど航行したことがなかったものの、同漁港南東方沖に設置されたかき養殖施設の位置を調査していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、広島港第3区を北西進中、船長が、かき筏に接近すれば、標識灯に気付くものと思いき、草津漁港南東方沖に設置されたかき養殖施設の位置を調査していなかったことから、本件かき筏に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、広島港第3区を北西進中、船長が草津漁港南東方沖に設置されたかき養殖施設の位置を調査していなかったため、本件かき筏に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふだん、航行しない水域を航行する場合は、事前に航路標識や養殖施設などを調査すること。